

弁理士と公認会計士

会員・公認会計士 瀧田 証



要約

弁理士にとって、公認会計士は接点が少ない士業の1つです。近年は、日本弁理士会関東会と日本公認会計士協会東京会の連携委員会が発足されるなど、接点を持つ機会も出てきております。しかし、両者は接点が多いとは言い難い状況です。

まず、弁理士が、公認会計士を理解できるように公認会計士の業務を紹介したいと思います。弁理士と公認会計士を一定の観点で比較しています。

また、弁理士と公認会計士の両者の知識を生かすことができる業務として、知財金融と知的財産評価業務を紹介いたします。特に、知財金融は注目されている分野ですので、理解を深める機会となれば、幸いです。また、知的財産価値評価は、大枠を把握することで、当面活用できる知識となります。重要な点に絞って、紹介いたします。

目次

1. 公認会計士とは
2. 弁理士と公認会計士の比較
3. 私の経歴
 - (1) 監査法人勤務
 - (2) 特許事務所勤務
 - (3) 現在
4. 弁理士・公認会計士としての仕事
 - (1) 知財金融
 - (2) 知的財産価値評価
5. まとめ

1. 公認会計士とは

公認会計士とは、監査・会計の専門家であり、主たる業務は「監査証明業務」になります。例えば、上場会社の有価証券報告書が適切に作成・開示されていることを証明することにより、投資家は上場会社の財務情報を信頼して利用することができ、安心して投資することができます。

その他、「会計」「税務」「コンサルティング」の業務を行っている公認会計士もいます。個人で独立開業している公認会計士は、税理士登録も行い、「税務業務」を中心にしている方が多いです。

なお、弁理士法第1条に弁理士の使命が規定されているのと同様に、公認会計士法第1条にも公認会計士

の使命が規定されています。

公認会計士の使命は、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」となります。

また、公認会計士として登録するためには、以下の①～③の要件を持たす必要があります。

- ①公認会計士試験に合格した者であること
- ②業務補助又は実務従事の期間が通算して2年以上である者であること
- ③実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けた者であること

そのため、公認会計士合格後、ほとんどの合格者は、監査法人に入所し、実務経験を積みながら、実務補習所に通います。2日間にわたる修了考査に合格して、ようやく公認会計士登録が可能となります。修了考査の対策として、受験予備校での対策講座を受講し、受験に向けて準備する方が多数です。

弁理士と公認会計士は、専権業務が大きく離れており、接点を持つことは少ないと思います。そのため、弁理士にとって、公認会計士は身近ではないかもしれません。

そこで、弁理士と公認会計士の違いの一部を比較してみましょう。

2. 弁理士と公認会計士の比較

まず、弁理士と公認会計士において、試験合格時の年齢には大きく異なっています。

■弁理士
合格者の平均年齢 37.9 歳 (令和 2 年度)
■公認会計士
合格者の平均年齢 25.2 歳 (令和元年度)

公認会計士試験の受験者は、大学生や既卒の若手の専業受験生が大多数です。私が受験勉強をしていた時は、朝から晩まで予備校に滞在する受験専念の方が受験生の大部分でした。現在は、当時とは状況は変わっているかもしれません。ただし、合格者の平均年齢は、当時とそれほど変わっていないようです。

一方で、弁理士試験の受験者は、事務所職員や会社社員等としての仕事を抱えながらの兼業受験生が多いです。私も弁理士試験を受験していた時は、仕事をしながら、受験対策講座を受講しておりました。

また、弁理士と公認会計士は、働き方も異なっています。

公認会計士が勤務する監査法人は、監査チームを形成し、チームで動くことが多いです。一方で、弁理士が勤務する特許事務所は、専門分野や技術分野でグループを作ることもありますが、個人で動くことが多い印象です。

3. 私の経歴

公認会計士であった私が、弁理士に興味を持つきっかけをお話ししたいと思います。

私は、監査法人に勤務していた時に、弁理士試験に合格しております。弁理士に興味をもったきっかけは、友人が受験していた影響が大きいです。今後、知的財産が注目される時代になるであろうと考え、弁理士試験の勉強を開始しました。

私は、監査法人と特許事務所の両方での勤務した経験があります。弁理士兼公認会計士は母数自体が少ないのですが、両方を経験した人材はさらに少ないと思います。そこで、参考までに、それぞれの勤務において、どんな業務を担当していたのか紹介したいと思います。

(1) 監査法人勤務

私は、大学を卒業後、専業受験生をしておりました。公認会計士試験合格後、監査法人に入社しました。監査法人では、会計監査の他、IPO 支援、財務デューデリジェンスなど、多種多様な仕事を経験いたしました。

監査法人勤務時には、知的財産に関する業務に関与したことはありませんでした。唯一、会計監査の過程で、特許権のライセンス契約を確認することが知的財産との関わりだったかもしれません。

(2) 特許事務所勤務

弁理士試験合格後、2 年ほどは弁理士登録していませんでした。特許事務所に入所をきっかけに弁理士登録をいたしました。特許事務所に入所後は、特許明細書の作成も担当いたしました。しかし、特許明細書の作成をはじめとする出願等の専権業務の面白さが見いだせず、専権業務からは距離を置いた仕事をしていくことになりました。

周辺業務のうち、知財金融や知財価値評価の周辺業務が中心業務になりました。

特に、知財金融については、特許庁の知財金融促進事業が始まったタイミングでした。勤務していた特許事務所が、知財金融促進事業評価機関として選定されていたために、知財金融にかかわることになりました。詳細は後述しますが、金融機関に対して知財ビジネス評価書や知財ビジネス提案書を通じて、金融機関のクライアントの強みを伝え、事業展開のアドバイスをしていました。当該事業を通じて、各地の金融機関とのつながりができたため、当該事業以外にも、金融機関からの依頼を頂戴することになりました。具体的には、知的財産の観点からクライアントの特徴をあぶりだし、わかりやすいレポートの作成・提供を行いました。ありがたいことに、現在でも、当時にお付き合いした金融機関の方と接点を持たせていただいております。

また、知的財産価値評価書の作成も中心業務の 1 つとなりました。知的財産権の譲渡の場面や M&A、投資に関する知財デューデリジェンスの場面において、第三者的立場から知的財産の評価を行いました。

第三者性は、会計監査においては当然の前提であるため、公認会計士にとってはなじみ深いものです。弁理士は専権業務において顧客と連携するため、第三者

性は、弁理士を意識する場面が少ないかもしれませんが、弁理士が作成した知的財産価値評価書において第三者性の検討が不十分なものを見かけるのは、上記の要因があると思います。

一方で、弁理士にとって重要であるクライアントのコンフリクト問題について、公認会計士が意識することは少ないです。会計監査では、同一の監査法人で、同業のクライアントからの監査業務を受託することはよくあります。もちろん、監査チームは分かれています。

(3) 現在

グランドグリーン株式会社というアグリテックにおいて、取締役 CFO をしています。管理部門を掌握しているため、知財や会計にも日常的にかかわっております。弁理士、公認会計士をはじめ、士業の先生と接する機会も多いです。

また、個人で、会計事務所、知的財産事務所も設置しております。CFO の業務の傍らで、無理のない範囲で、業務を受託しています。

現在受託している主な業務は以下の通りです。

- ①税務の相談業務・税務申告
- ②知的財産価値評価
- ③知財金融
- ④著作権の管理サポート

公認会計士の知人から特許や商標などの知的財産の相談をもらうことが多いです。全ての専門分野や技術分野において、弁理士の知人がいる公認会計士はいないので、相談を受けることが多いと思います。

なお、私自身は、特許出願や商標登録出願の専権業務をしておりませんので、他の弁理士に案件ごと依頼することとしています。

公認会計士にとっても弁理士は少し遠い存在です。クライアントもどんな弁理士に依頼するのが良いのかわからない部分も多いのが実情です。そういう意味では、両者のハブになることができているのかなと思うこともあります。

一方で、弁理士から税務顧問を探しているという相談も受けます。この場合には、公認会計士の知人に紹介することにしていきます。

また、税務の中でも国際税務等の特殊な分野は、知人の公認会計士・税理士に相談したりすることもあります。

4. 弁理士・公認会計士としての仕事

弁理士と公認会計士の両方の資格を活かすことができる業務は、いくつかあります。その中でも、中心になるのは、知財金融と知的財産価値評価業務になります。

そのため、この2つの業務について、紹介したいと思います。

(1) 知財金融

今年度も、特許庁が知財金融促進事業を行っております。

知財金融促進事業では、金融機関等に中小企業等の知的財産を中心にビジネス全体を評価した知財ビジネス評価書や中小企業等の知的財産を中心に経営課題に対する解決策をまとめた知財ビジネス提案書が提供されています。

知財金融と聞いて、知財担保融資を想像した方も多いかもかもしれません。知財担保融資は、担保価値が事業に依存していること、流動性の観点から知的財産権のみを売買することが難しいことから積極的に利用されておりませんが、知財担保融資は、新聞記事として掲載されたりします。知財の担保価値だけでなく、知的財産を利用した事業も順調であることが、融資の加点事由として扱われているのだと思います。

ここで、知財ビジネス評価書とは、中小企業が保有する知財について、技術内容等を含めたビジネス全体を評価する評価書になります。知財ビジネス評価書の利用者は金融機関であり、知財ビジネス評価書の作成者は特許庁等から選定された調査会社になります。

金融機関は、知財ビジネス評価書を通じて中小企業等の事業を理解することで、融資可能性の評価の加点事由とする、個人保証を外す材料とするなど、知財ビジネス評価書を利用しています。知財ビジネス評価書は、知的財産のみにフォーカスするのではなく、知的財産を含む技術内容の評価、知的財産を活用した事業（ビジネス）全体の評価するものと理解いただくとよいかもしれません。

今年度は、専門家派遣を通じた知財ビジネス提案書の活用にも注力するようです。最終的には、金融機関が自ら専門家を利用し、金融機関内で検討できるような自走を目指しているようです。

中小企業は、ヒト・モノ・カネが潤沢でないという状況が一般的であり、知恵や工夫を中心とした知財に

着目することが事業上重要です。知財金融においては、中小企業の事業理解を、知財からあぶりだすことを可能にしています。

(2) 知的財産価値評価

知的財産価値評価は、定量的評価から定性的評価までと多岐にわたります。ここでは、弁理士と公認会計士の接点という観点で、定量的評価のうち金銭的评价に絞って紹介したいと思います。

①知的財産価値評価の目的

まず、知的財産価値評価を行うためには、知的財産価値評価を行う目的が重要となります。目的の設定がない知的財産価値評価は意味がありません。

私が実務を通じた経験において、代表的な評価目的は、以下の通りとなります。

i	PPA (Purchase Price Allocation) 目的
ii	移転価格税制目的
iii	現物出資目的
iv	その他の目的

i PPA (Purchase Price Allocation) 目的

従来は、買収価額と被買収会社の資産負債の時価の残額は全てのれんとして計上していました。しかし、実際は、のれん以外にも競争力の源泉となっている識別可能資産があるはずで、そこで、会計基準等の改正により、上記の残額のうち、識別可能資産に残額を配分し、残りをのれんに配分するようになりました。

識別可能資産として、商標権、特許権（技術）が例示されております。そのため、PPAの観点で知的財産権の評価が必要になりました。

ii 移転価格税制目的

多国籍企業のグループ間の取引に関して、取引価格を検討することが必要です。この取引には、知的財産権のライセンス取引が含まれており、取引価格の検討に際して知的財産権の評価が必要になります。

iii 現物出資目的

株式会社への出資について、金銭出資でなく、知的財産権を出資することが可能です。知的財産権の出資額を金額的に測定するために、知的財産権の評価が必要になります。

iv その他の目的

その他、知的財産権譲渡、ライセンス取引、職務発

明の対価算定、損害賠償額の算定に関しても、知的財産権の評価が必要になる場合があります。

②知的財産価値評価の評価方法

評価方法としては、コスト・アプローチ、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチがあります。

このうち、インカム・アプローチが一般的な評価方法となります。

ここで、インカム・アプローチとは、将来のキャッシュ・フローの割引現在価値で示す評価アプローチであり、将来生み出されるキャッシュ・フローの割引現在価値のうち当該知的財産権に帰属する価値をもって知的財産権の価値とする方法です。

インカム・アプローチもいくつかの方法がありますが、ロイヤリティ免除法が最も選択される評価方法です。

ロイヤリティ免除法とは、評価対象の無形資産の所有者がその使用を第三者より許可されたものと仮定し、第三者に対して支払うであろう無形資産のライセンス実施料率によって算出されるロイヤリティ・コストが免除されたものとして評価する方法です。

また、インカム・アプローチのうち、利益分割法が選択される場合があります。

利益分割法とは、評価対象の無形資産が使用されている事業部門の全体の利益やキャッシュ・フロー等に対して無形資産の寄与割合を見積もり、当該無形資産を評価する方法です。

評価方法について、上記の内容を知っておくことで、クライアントとの会話には困らないと思いますので、ご紹介いたしました。

5. まとめ

公認会計士が身近になるように、公認会計士の業務等を紹介しましたが、いかがでしたでしょうか。

特に、知財金融や知的財産価値評価の業務については、弁理士、公認会計士のそれぞれの専門性を活かせるように、お互いに協力しながら進めることが重要です。独力で不得手な分野を受注するのではなく、両者が協力して受注することが重要となります。

今後も、弁理士と公認会計士のハブとなるように活動していきたいと思っております。

(原稿受領 2021.9.27)